

平成 23 年度第 4 回

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会

日時：平成 24 年 3 月 21 日（水）

午後 1 時～

場所：庁議室

文京区企画政策部広報課

出席者：（委員） 内山忠明 前田俊房 諸岡健至 宮崎文雄 宮内秀一

中山泰一 平本喜祿

（事務局）企画政策部長 渡部敏明 企画政策部広報課長 石嶋大介

福祉部特命担当課長 渡邊了 高齢福祉課高齢者相談係長 佐藤真魚

保健衛生部健康推進課長 望月博

生活衛生課管理計画係長 山縣則子

広報課行政情報担当主査 阿部英幸

欠席者：（委員） 木元武一

1 開会

○広報課長 皆様こんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の出席状況でございますが、木元委員のほうからご欠席するということで連絡が入りました。他の委員の方は皆さんご出席の予定ですが、前田委員はちょっと遅れている状況です。

本日の審議会は審議会条例第7条第1項に規定する定足数を満たしており、有効に成立しておりますことをご報告いたします。

本日は前回に引き続きまして、平成23年度諮問第1号、後期高齢者医療の被保険者に係る給付情報の収集について、また、上記収集の本人通知の省略について、報告事項、東京都地域がん登録事業について、ご審議をお願いいたします。

2 企画政策部長あいさつ

○広報課長 それでは、最初に企画政策部長からごあいさつ申し上げます。

○企画政策部長 どうも皆様、年度末のお忙しいところ、お集まりをいただきましてありがとうございます。今、広報課長からありましたとおり、本日は前回に引き続きまして、後期高齢者医療の被保険者に係る給付情報の収集について、ご審議をいただくような形になります。

一昨年の夏に足立区で100歳以上の高齢者の所在不明問題が発覚しまして、文京区でも

お一人、所在不明の方がいらしたということがございました。当時私、区民部長をしておりまして、住民票の関係は区民部が所管しているということで、もし住んでいないということになれば、住民票のほうを抹消しなければいかんということがあったものですから、当時福祉部と連携してこの所在不明問題に対応したというようなことがございました。そんなことが契機となって、高齢者の見守り体制の強化ということに、区としても取り組んできたということがございます。そんな経過がございます。

本日は前回のご指摘も踏まえて、資料のほうも新しく準備をしていただいておりますので、ご審議のほどよろしくどうぞお願ひいたします。

○広報課長 それでは、審議の進行を内山会長お願ひいたします。

3 議事 (諮問案件)

- (1) 後期高齢者医療の被保険者に係る給付情報の収集について
- (2) 上記(1)による収集の本人通知の省略について

○内山会長 それでは、第4回文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を開始いたします。

まず、議事は前回から継続審議となってございます諮問第1号について、これは福祉部特命担当課長さんに、新たな資料もいただいているので、それも含めてご説明をいただきまます。お願ひいたします。

○広報課長 それでは、説明に入ります前に、資料の確認をしたいと思います。

諮問第1号に関する資料としまして、資料1-3、高齢者の状況把握訪問の実施結果に基づく高齢者の所在確認に係る対象者についてが、お手元の資料のほうに追加になってございますので、よろしいでしょうか。

それでは、諮問第1号についての説明は所管課長の渡邊福祉部特命担当課長でございます。後ろは高齢福祉課の佐藤高齢者相談係長でございます。よろしくお願ひします。

それでは、前回審議でご質問のあった事項等について、その対応及び考え方について、所管課長からご説明いたします。

○福祉部特命担当課長 こんにちは。引き続きということでどうぞよろしくお願ひいたします。特命担当課長の渡邊でございます。では座させていただいてご説明させていただきます。

本日、お手元に新たに資料としてご提出させていただきました高齢者の状況把握訪問の実

施結果に基づく所在確認に係る対象者の絞り込みを行ったものの資料でございます。前回、皆様にご審議いただいたときには、辞退をした者、及び訪問を直接はできなかつた者が2,823人ということでお話をさせていただきました。その際、ご審議いただいた後、区のほうで、それからあと民生委員の方が持つていらっしやる情報を確認させていただいた結果、なお確認ができない者として、620人が情報がないという状況でございます。ここに説明資料1-3にございますとおりなんですが、この対象者に関しては、区の保有する情報では、これ以上の確認は困難であるとともに、効果的に状況把握を進めていくために、後期高齢者医療制度の給付情報の給付実績のないという情報を収集させていただいて、その情報と照合し、対象者の絞り込みを行うというものでございます。

2といたしまして、その収集後の対応でございますが、後期高齢者医療制度の給付情報の確認をさせていただきます。この1で絞り込んだ者について、職員等が自宅を訪問して状況を確認するという形で確認を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

民生委員の方々には、まず資料を今回2,823人の方の資料について、こちらで確認した後、ご確認をいただいて、知っている方が365人、知らない方が620名という形になりました。差数としまして、1,900近くの方に関しましては区のほうで持つございましたので、こちらは民生委員の方にはご確認をいただくことなく、こちらのほうで確認をさせていただいたということでございます。

説明としては以上になります。

○内山会長 ということで、資料1-3が追加されたということでございます。その上で、質問は、結局後期高齢者医療の被保険者の給付状況の確認を、東京都後期高齢者医療広域連合から提供を受けるということについて、いかがかということでありましたが、そういうことでございますので、この後はただいまの課長さんの説明も加えた上で、ご質問、ご意見等ちょうどいしたいと存じます。

○前田副会長 当たり前の質問ですが、区及び民生委員の持つ情報を確認した結果というその結果なんですが、情報を確認する。どういうふうな手法を使って確認をしたのかというのが気になっています。というのは、昨今、新聞報道を見ると、民生委員が訪ねていったら死んでいたとか、そういうパターンがなんかどうも各紙に報道として見られるわけなんですが、そういった意味でどういう手法をもって確認したのか、その点、ご説明いただければと思います。

○内山会長 どうぞ、渡邊課長。

○福祉部特命担当課長 では私、特命のほうからご説明を申し上げます。今回の確認に関しては、この度の夏に行いました、クールスカーフを配ったんですけれども、熱中症対策で区が配った情報があるんですけれども、こちらの情報で受け取っていただけた方等を削除させていただいたということでございます。それが中心です。あとは、約1,000名近くの方に関しては民生委員の方にそれぞれ今回は名簿をお渡しをして、直近にお会いになったことがあるかどうかといったような形で、現在持っている情報でいただいたということです。そういう手順を踏ませていただきました。

○前田副会長 そこで確認できない者が620ということなんですが、この620について、民生委員が最近持っている情報で確認したとおっしゃるんですけれども、この620について、直接その自宅に伺ってその存否を確認したということはしていないということですか。

○福祉部特命担当課長 現在、しております。

○内山会長 要するにこれからは広域連合の情報を加えて、医療等が行われている方はそれで安否が確認できたということにして、全く医療も行われていない方について、これから区の職員が個別にお訪ねして、安否を確認するという作業に移りたいと。

こういうことは、継続的に断続的に区としては行うということをお考えなんでしょうか。
今年度一回だけということではないんでしょうね、多分。

○福祉部特命担当課長 はい。75歳以上の方、これを基本的には75歳以上ということではなく、65歳以上も含まれるんですけれども、地域包括支援センター、今回、区のほうで愛称を募集しまして、高齢者安心相談センターという形になりますけれども、こちらのセンターの職員が基本的には地域の高齢者の把握という業務を担っておりますので、こちらに中心的に訪問していただいて把握をしていくこと。ただし、今年度、75歳以上の方については、ローラー的に把握をしましたので、新75、あるいは74歳以下の方であっても、例えばいわゆるハイリスク層と言われる高齢者のみの世帯であるとか、独居の世帯といったようなところには中心的に回っていくような形で、把握を今後も進めてまいりたいと考えてございます。

○中山委員 そうすると、ことしはこれ今620名なんですけれども、来年とかだと到達できない人の数は減る可能性はあるということですか。

○福祉部特命担当課長 正確な数字は今、私の手元のところには出てこないんですが、来年度、4月から再来年の3月まで高齢者になる75歳以上に到達する方がおおむね1,600人ぐらいいらっしゃるんですね。その1,600の方、4包括で分けまして、おおむね1地域400人前後という数字になりますので、今回、1万3,000人近くの方を対象としたこ

とに比べると、恐らく10分の1ぐらいにはなるのかなというふうに考えておりますので、来年度以降はもうそれこそ全戸にこういうところには回っていけるものというふうに考えてございます。

○中山委員 そうすると、今回、後期高齢者医療の、要するに医療制度を使っていなかった人のチェックをしなければいけないのは、その620という数が多いから、今年度に関してはするということであり、来年以降、例えば同様に620になれば、またそういうご諮詢があるかもしれません、とりあえずはこの620に関してだけであり、今回認めたことが自動的に来年以降に認められるわけではないという解釈でよろしいんでしょうか。

○内山会長 そうなんですか。これは一度こういうことが認められると、この制度については審議会の同意があったということで、次年度以後、同様の作業を行う場合には、同意がいるないという取り扱いではないんですか。

○行政情報担当主査 そうですね。そういう形で。

○内山会長 ですよね。ですから、これを相当であるというふうに答申をすると、同じ趣旨のことを同じようにやる場合には、次年度は諮詢なしに行われるということになるわけです。

○中山委員 ただ、前提が変わってきていますよね。今回は620という数ですが、来年以降は例えば仮にそれが30とか40だったときに、後期高齢者医療の情報を使うべきなのかどうかという議論が残ると思うんですが、それをスルーパスしてしまうことになってしまうんでしょうか。

○内山会長 ですから、そのまま同意してしまうとなってしまうと思いつますから、数が相当程度の場合にはそういうことを使ってよろしいというふうな答申をすれば、そういうことになると思いますけれども、制限をかけないと一人でもということになると思いますけれども。今までの文京区の取り扱いはそういうことでしたよね。

○広報課長 はい、そうです。

○中山委員 前回の会議のときに、副会長が強くおっしゃっていたところで、原則としてはこれはやっぱり対面で確認するべき話なのであって、その対面にするにはどうしても数が多いときに認められるものなのかなという理解を私はしていたもので。

○内山会長 そういうご意見だということです。

○前田副会長 私も実は中山委員と同じ考え方で、これは来年も30人程度というときに、さらに絞り込むんだということでやるので意味がないし、別途、改めて2,823人についてやるんだとなると、これまた状況が変わってくると思うんですね。だからそういう意味では、

今年度はこういう形で所在確認に関する手法として認めるということで、状況、前提が変わった場合には、別途やはりこの審議会にかけてもらうのが筋ではないかと思うんですね。だからその前提、状況というのがどういう場合を指すのか、これがまたちょっと詰めなければいけないところだとは理解をしますけれども。

○内山会長 ということで、これは事務局のほうに質問を投げ返しますけれども、どのように取り扱うのかということなしに答申をしてしまうと、そういうことが起こってしまって、同床異夢のような関係が成り立ちますから、具体的に説明していただきましょう。

○広報課長 では、答申の案につきましては、今、皆様委員のそういった条件を付するという方向で、案文を調整しまして、それで。

○内山会長 「今回は」とかという限定詞を入れておけば、実施機関とすれば同意を得たのは今回のことだけであるということを理解していただいて、状況が変わったといいますか、当然変わると思いますけれども、数は一人でも二人でも全く同じ数ということもないでしょうし、変わりますから、それは次回はまたということになりますけれども。

○広報課長 今回のこの案件についてはという限定的なものにして、答申の案文ですね。そういった形でつくりたいと思いますので。

そういう限定したものを事務局のほうで最終的に調整しまして、成案になったものを各委員の皆様にご通知申し上げるということで、会長のほうに一任していただいてよろしいでしょうか。

○内山会長 諮問の答申は、案文はともかく、特命担当課長さんのほうの理解でも、今回の限りの諮問であると。今回限りの実施についての諮問であるというふうに理解していたようですから、それで基本的には文京区として困ることはないということとして理解しますけれども。だとしますと、審議会としても、今回限りはこのような形で実施することについては相当であるということとして、答申をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

また、これは審議会の権限といいますか、責任分担を超えてしまうことかもしれませんけれども、もともとこれは訪問したときに訪問を辞退したり、会えなかつたりしたという方を、また行ったところでまた会えないということに、それはそのときのことで、それを考えるのが文京区の行政の問題なんでしょうけれども、そういうことについて何かお考えがあるんでしょうか。

○福祉部特命担当課長 極めてこのあたりは難しい問題があるなというふうには思っています。拒否をされている理由もそれぞれさまざまというふうには想定できますので、しかしながら

ら、昨今の新聞・ニュース等を考えますと、行政の責任として少なくとも玄関先までは行つて、適切なサービスにつなぐための努力を惜しまないという姿勢で臨んでいくことが、今回、この案件に関しては非常に重要だというふうに認識をして、おっしゃるようになかなかそこの特効薬というか、決定打というものがございませんので、地道にこの活動を続けていくしかないというふうにこちらとしては考えてございます。

○内山会長 わかりました。前田委員からのご発言もありましたけれども、孤独死とか、そういうことが昨今報道されて、報道されていなくとも多分全くなかったというわけではないんでしょうけれども、そういうことがこういう作業によって少しでも防げるということが期待できますので。

それでは、諮問につきましては、今いただいたご意見も踏まえて、今回の諮問とされた情報の取得につきましては、相当であるというように、今回に限ってというような文章を入れた上で答申をさせていただくということにさせていただきますけれども、よろしゅうございましょうか。

それでは、一応たたき台をつくっていただきていると思いますので、それをごらんいただいて、それに適切な修正を加えさせていただくということにさせていただきます。

確認ですけれども、情報の取得についての諮問と、それからそのことについて対象となる個人の方に告知をしないということ、両方の諮問でございました。そのことについて、答申案文を事務局のほうで前回も読み上げていただいたかもしれませんけれども、読み上げていただきます。お願いします。

○広報課長 答申案を読み上げさせていただきます。

答申

1 諒問事項

- (1) 後期高齢者医療の被保険者に係る給付情報の収集について
- (2) 上記(1)による収集の本人通知の省略について

2 審議会の結論

本件諮問に係る個人情報の収集について妥当なものと認める。また、当該収集に係る本人通知を省略することも妥当であると認める。

3 理由

75歳以上の高齢者を対象とした状況把握訪問については、高齢者が地域で安心して暮らしていくために、行政として取り組むべき課題であると考えられる。

今回の状況把握訪問において未だ把握できていない高齢者への働きかけを進めていくため、後期高齢者医療の被保険者の給付情報のうち、未受診者のもの（以下「本件給付情報」という。）を収集すること（以下「本件収集」という。）については、状況把握の必要性から一定の合理性があり妥当なものと認める。

ただし、この個人情報は、医療保険給付等プライバシー性の高い機微情報であることから、収集した個人情報の運用については、より一層適正かつ慎重な取り扱いが望まれる。

なお、本件収集は、本件給付情報により個人の安否確認が必要な対象者を抽出するものであり、その結果として本人に特段の不利益が発生するものではなく、また、個人情報が大量になる可能性もあることから、本件収集について本人への通知は省略して差し支えないものと認められる。

以上です。

○内山会長 ありがとうございます。

今、読み上げていただいた答申の理由の第2段落といいますか、3行目のところでも、今回のと書いてありますから、限定はされているようにも思いますけれども、審議会の結論の部分についても、それが表現できるようなこととして修正をさせていただきたいと思いますが、理由とすれば、こういうことなのかなとも思います。

その上で、今の私が申し上げた修正を加えるということを前提にした上で、さらにご意見等があればいただきたいと存じます。

○中山委員 意見ではないんですけども、確認なんですが、個人情報保護条例の8条2項5号と、8条3項に関するものということですね。

○内山会長 諧問がそういうことでしたよね。

○中山委員 そうですね。わかりました。

○内山会長 それでは、修正の趣旨につきましては、ご説明をさせていただきましたけれども実際の修正案文につきましては、会長の私にご一任をいただいて、後ほど各委員にはその結果をお伝えするということとさせていただいて、このような趣旨で答申をするということについて、本日審議会でご同意をいただいたということにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○内山会長 ありがとうございます。

○広報課長 それでは、恐れ入りますが、渡邊特命担当課長はこれで退席させていただきます。

○内山会長 ご苦労さまでした。

(特命担当課長退席)

4 報告

報告第1号 東京都地域がん登録事業について

○内山会長 続けて、報告いただくんですけれども、説明者が多分、ここに駆けついている最中だと思いますので、少々お待ちください。

(休憩)

(再開)

○内山会長 それでは、中断していました会を再開させていただきます。

その上で、次第3、報告について。これは報告第1号ということでございますけれども、生活衛生課長さんにご報告をいただくということでございます。

○健康推進課長 生活衛生課長にかわりまして、健康推進課長の望月のほうからご報告させていただきます。

こちらのほうは東京都の地域がん登録事業という事業の実施に当たりまして、区のほうで受けます死亡届というものに基づきまして、区が作成をしております人口動態調査の死亡票というものを東京都に提供するものでございます。

まず、東京都の地域がん登録事業の概要でございますけれども、ちょっと順番が前後して恐縮ですが、報告資料1の2、事業の概要のところをまずごらんいただきたいと思います。これは東京都が平成24年度から開始する事業でございまして、(1)にございますとおり、まず都内のがんに関する情報を集約するための機関といたしまして、東京都地域がん登録室というものを、都立の駒込病院内に設置をいたしまして、がんに関するいろいろな情報の集約を行うものでございます。

それで、こちらの登録室のほうに、(2)の医療機関、それから(3)の保健所のほうからそれぞれ情報を提供するというものでございまして、(2)番の情報につきましては医療機関ががんの診断をしたときに、登録室に対して届出を行うというものでございまして、今回、ご報告いたしましたのは(3)番の保健所からの情報提供ということで、私ども保健所は人口動態調査の死亡票というものを登録室に提出をいたします。また、(5)にござりますとおり、一定の期間の経過後、死亡情報がないがん患者につきましては、登録室のほうか

ら区市町村に対して住民票の照会などを行いまして、そのがん患者にかかる生死の状況を確認するというものでございます。駒込病院の登録室では、これらの情報を照合いたしまして、がんの罹患率ですとか、がん患者の生存率などを計測いたしまして、東京都並びに区市町村のがん対策に生かしていこうというものでございます。

この事業の根拠でございますけれども、お戻りいただきまして1ページ目の1の事業実施の経緯のところにございますとおり、この地域がん登録の根拠は、健康増進法、それから中ほどにございますがん対策基本法に基づくものでございまして、全国半数以上で実施ということがございますけれども、直近のデータですと、44の道府県で実施をしているということで、ほとんどの道府県におきまして実施をされている状況でございまして、東京都もこうした状況を踏まえて、24年度から事業を開始するものでございます。

なお、この下のほうに書いてございますとおり、この事業の実施に当たりまして、この度、区が都に提出をいたします人口動態調査の死亡票というものは、厚生労働省が行います人口動態調査のための調査票であることから、都が厚生労働省に対しまして調査票情報の提供について申し入れを行いまして、許可を得ているものでございまして、それに基づきまして私どもが情報提供するというものでございます。

次に、この事業で扱う個人情報につきましては、2ページ目の3の②にございます記載の各項目でございます。それから、この情報提供のおおよその件数でございますけれども、3ページ目の6にございますとおり、23年の実績からしますと、年間で1,824件程度の提供が見込まれるところでございます。

それから7の死亡小票提出の時期につきましては、24年の1月から3月までのデータにつきまして、4月末に3カ月分を一斉にお送りいたしまして、それ以降は当月分の死亡小票を翌月の末までに提出をするというものでございます。

8番の個人情報保護条例上の取り扱いでございますけれども、この地域がん登録事業のために、登録室に情報提供することは区における個人情報保護条例の15条の個人情報の外部提供に当たるということで、本来ですと本人の同意を得る必要がございますけれども、15条第2項第3号の規定に基づきまして、運営審議会事前一括承認事項の「本人の同意を要しない外部提供の基準表」の4「国、他の地方公共団体その他の公的団体が法令等に基づいてその職務遂行のために行う照会等に対し回答する場合」に該当するということで、本人の同意を得ないで、外部提供をするものでございます。

また、外部提供した旨の本人への通知につきましては、同じく15条第3項の規定によりま

して準用されます第14条第3項の規定に基づきまして、運営審議会事前一括承認事項の「本人の同意を得ない外部提供における本人あての通知の省略基準表」の1「業務の性質から、本人に通知した場合、業務の円滑な実施を困難にすることが明らかである場合」ということで、先ほど申しました年間の提出件数が1,800ぐらいに及ぶということで、非常に大量な情報の提供ということで、このような基準表に基づきまして、外部提供した旨の本人通知につきましても省略をいたしたいと考えております。

なお、同じく、外部結合につきましては、一番下段にございますとおり、このデータのやり取りにつきましては、該当するデータのみをインターネット経由で東京都のほうにファイル転送するというものでございますので、条例第15条の3の規定に基づく外部結合には当たらないというふうに考えております。

ご説明は以上です。

○内山会長 説明はいただきました。これは報告ということですから、ご質問をしていただければと思います。

どうぞ。

○中山委員 まず、今回追加の情報をいただきて、資料として、送ってきてくださったのは報告資料1から報告資料1-3までだったんですが、今回報告資料1-4、1-5が加わって、読ませていただいて、少し背景が見えてきたんですが。東京都のその資料1-5の最後のところに、東京都内にある保健所リストというのがあって、1番から31番があって、それでこれを拝見していると、確認なんですかけれども、1から25はこれは特別区及び市が設置している保健所で、26から31はこれは東京都が設置している保健所であるという理解で合っていますでしょうか。いいですか。

それで、多分何らか、法律及び政令で特別区は保健所を設置するし、東京都内でも八王子市と町田市については保健所を設置するが、あとは東京都が直下で保健所を持っているというか、原則としては都道府県が保健所を持っていて、結局、東京の場合は23区と政令で定められた八王子市と町田市だけが保健所を直営していると、そういう理解だと思うんです。

死亡小票というのも、人口動態調査というのも、今回初めてわかったんですが、死亡届を出すと保健所にその情報が市区町村から行くという理解ですよね。

○健康推進課長 そうですね。

○中山委員 そうですね。それで保健所を設置していない市と町村については、その段階で死亡届に附属する死亡小票というのが、東京都に報告されているというそういう理解ですよね。

- 生活衛生課管理計画係長 八王子と町田以外の市町村。
- 中山委員 そうです。市町村の場合は、すみません、八王子と町田以外の市町村については、その死亡小票の段階で、その市町村から都に情報が移行していることになりますよね。
- 生活衛生課管理計画係長 ちょっと都下の事務の流れがはっきりしないところはあるんですが、恐らく管轄の保健所が決まっていて。
- 中山委員 だから要するに保健所に行くものだから、保健所に行くということは、その市町村の情報が都の情報になっているということになりますよね。
- 健康推進課長 都の保健所の場合は、そうです。
- 中山委員 そうですね。ですから、八王子市と町田市以外の市町村については、既に都にある情報を都が別の事業に転用するという話になりますよね。
- 生活衛生課管理計画係長 人口動態の基本的には国の調査、仕事なので、国に最終的には厚労省に集約されるものなんですが。
- 中山委員 でも、死亡小票そのものは、都が持っているものですよね。
- 生活衛生課管理計画係長 実はデータの出し方では、紙ベースによるものと、インターネット経由で人口動態調査票を厚労省に直接送るケースと2つに分かれております。
- 中山委員 いや、すみません、そうではなくて、死亡小票というものは都に行ってますね。
- 生活衛生課管理計画係長 紙ベースの場合はですね。
- 中山委員 いや、紙であっても何であっても、保有情報として見れば都の情報でしょう。
- 健康推進課長 都の保健所が持っている情報です。
- 生活衛生課管理計画係長 23区以外の話ということですか。
- 中山委員 そうです。23区と八王子市と町田市以外は、そういうことになりますでしょう。だから、その場合は都が都の出張機関である保健所の情報をがんに使うということの、だから都の中での情報の移動だということと理解するんですが、特別区23区と、八王子市と町田市については、結局、区から区の中にある保健所に移動している情報であって、まだ区から出ていない情報なんですね。わかりますか。だから、要するに扱いとして、実はほかの、前になるんですけども、保健所を持っていない市区町村と、保健所を持っている区及び市とでは、今回の情報の流れが違っていて、余り一緒に議論できる話ではないのではないかというふうにちょっと感じたんです。
- 健康推進課長 流れとしてはそうだと思います。
- 中山委員 そうですね。それで2点ほど気になっていまして、一つは人口動態調査というも

のは、これは法令で定められたものだから、様式に定まったものが多分予想としては文京区文京保健所から直接厚生労働省に行くんですよね。東京都は経由事務かもしれないけれども、あくまでも東京都が保有するべき情報ではないことになりますでしょう。それに対して、今回はそれをわざわざ都に渡そうとしているわけですよ。そのときにがんであることとか、病院で亡くなったのか、ご自宅で亡くなったのかとかいう情報までは、多分統計情報上いるんだと思うんですが、なぜその方の氏名とかの情報をお渡しする必要とかがあるのかなということだけが、ちょっとその辺の説明と、手続がちゃんととられているのかと、そこが気になつたんです。

○健康推進課長 氏名等については、先ほど申しました医療機関からのがんと診断した際の情報と照合して、その方がどれだけ生存したかとかというのを計測するために、やはり必要だというふうに考えております。

○中山委員 ではそれは名寄せするためには、どうしても東京都に一たん名前まで含めて渡さざるを得ないということですか。

○健康推進課長 そういうふうにいたしております。この氏名の提供については。

○中山委員 なるほど。そこがちょっと気になっているところです。

それからもう一点は、これは私たちの審議会が議論するべき話でないと思うんですが、東京都として本来法令で定められていない死亡小票の情報を得ることになるわけですから、逆に東京都側でその個人情報の収集に関して、このような例えば先ほどの私たちのところで出来ました例えば文京区で言えば、個人情報保護条例8条に当たるような、収集に関する手続を向こうはとられているのかなということが気になっただけです。これは、こちらが議論するべき話ではないのかもしれませんけれども。

○前田副会長 一つ、こんな質問をするのもばからしいと言われるかもしれません。野田総理ががんにかかっていたという場合も、野田総理の名前が載って、それがこの報告として入ってくる。そうすると、これまでの統計の中で、野田総理がその当該がんにかかっていた場合、死亡する可能性、時期というのも、大体その統計の中でわかってくるということですね。ちょっと突拍子もない話なんですが。要するにこれが外に漏れたとき、つまり、名前が特定されていて、年齢も特定されていて、住所も特定されているといったときに、これが漏れると極めて大きな情報の漏えいになってしまふんですね。それを何か回避する方法、つまり、USBを使わない、何を使わないからセキュリティーの安全は確保していると言つておきながらも、漏れてしまったときの——万が一ということはあり得るわけで——そのとき

のことを考えると、名前を特定する、病院のIDは書かれているというのは、極めて僕は大きな問題で、法律が定めたからといって、それってうのみにしていいんですかというのは、僕の若干の今疑問でした。これは報告事項なので、これ以上本当は議論しようがないのかもしれませんが、非常に怖いなと今思いました。

○中山委員 もう一点が、東京都のほうで、それこそ都議会が定めた条例で、この個人情報の収集に関して議論がされていればいいんですが、要綱だというところがちょっと僕が気になっているところで、余り議論が……ですから、東京都側でのいわゆる個人情報保護審議会のようなもののフィルターとかにちゃんとかかっているのかしらとか、そういうことも気になって、結局、出す側も受ける側も相当慎重にやらないといけない話なのではないかなと。余りにも機微な情報なのではないかと思っているんです。

○前田副会長 議論すると、足りないぐらいですね。

○内山会長 ここで私が議論に加わってしまうと、報告でないものの議論をしてしまうから、黙っていますけれども、課長さんのほうで何か。

○健康推進課長 そうですね。まず今、総理大臣の例が。

○内山会長 仮にの話ですので。

○健康推進課長 今、区から提供するとしたら、死亡したときの情報ということで、おっしゃったのはどちらかというと、医療機関からの情報提供の部分かなという気がしておりますので、区のほうで持っているこの死亡に関する情報を都に提供することについては、漏えいというには必ずないというふうに考えておりますけれども、情報としてはがん登録の形であれば差し支えないというふうに考えております。

あと、都における情報の取り扱いにつきましては、都としてもこういったことで目的外で厚労省に調査の情報を提供を受けるわけですので、都として提供を受けた情報ということで、都の個人情報の保護の規定の中で、適切に保護がされていくものというふうに考えております。

○平本委員 ちょっとつまらない質問ですけれども、がんの患者さんがいろいろな結果をこの登録室に登録する際に、本人の同意はいるんですか。よく、病院に行くと、これはなんか統計のために使うことに同意されますかということで、いろいろ同意書を書いているんですけども、そういう手続を、それとも病院が独自の判断で、東京都のほうに連絡するんでしょうか。それについてだけちょっと教えていただきたいんですが。

○企画政策部長 病院がその患者さんの情報を東京都に提供するわけなんですけれども、その

場合は個人情報保護法の適用があって、やはり目的外利用だとか、外部提供があるんですが、公衆衛生の向上、または児童の健全な育成の推進のために、特に必要がある場合であって、本人の同意については困難であるときは、患者の個別同意なしにできるという個人情報保護法の規定に基づいて同意なしで提供ができるというふうなことが、東京都がつくった資料の中に書いてありましたので、そういう形になるのかなと。

○平本委員 本人の同意が得られる状況ならば、本人の同意を得るということですか。

○企画政策部長 そうですね。本人の同意を得ることが困難でなければ、同意を得るのが原則なのかなと思いますけれども。

○中山委員 もう一点、報告なのでこれ以上言ってはいけないのかもしれません、本来、審議事項なのではないかなという気まですごくしていて、すごく気持ち悪く思っています。すみません。

○内山会長 今のご発言は、そのままにはできないと思います。これをどうして審議を不要とするのかということについては、説明をしていただいたほうがいいと思います。

○広報課長 資料3ページの8番、個人情報保護条例上の取り扱いのところで、健康推進課長のほうから説明がありましたが、4行目の本事業はというところですね。一括承認事項「本人の同意を要しない外部提供の基準表」の4「国、他の地方公共団体、その他の公的団体が法令等に基づいてその職務遂行のために行う照会等に対し回答する場合」に該当するということで、このような取り扱いをしたということです。

○内山会長 つまり、審議事項ではあるけれども、あらかじめこの審議会で同意を与えるという一括基準を定めてあるから、それに基づいてやっている。ですから、そのことについては報告をいただいたということのようでございます。

非常にデリケートな情報ですから、細心の注意を図って取り扱われるとは思いますけれども、しかし、それが一たん他に漏れたりすることになりますと、想像もつかないような事態が生ずるとも限りませんので、慎重に取り扱っていただきたいとは存じますけれども。

○中山委員 よろしいでしょうか。一応、これは我々の範疇でないのはわかるんですが、今、東京都の個人情報保護に関する条例を見ているんですが、一応向こうも4条3項に収集できるための条件が1号から7号まであって、やはりどれに該当しているのかというようなことぐらいは一応ご確認いただいておいたほうがいいかなぐらいの気はしています。こちら側も出せるから出せるというだけではなくて、やはり受ける側もちゃんと手続としてとられていくかどうかということの確認はしていただきたいと思います。

○内山会長 行政機関ですから、東京都ですから、そういうことは履践されているとは思いますけれども、ご確認をしておいていただきたいと存じます。

それでは、報告事項については、報告を承ったということにさせていただきます。

○広報課長 それでは、恐れ入りますが、望月健康推進課長はこれで退席させていただきます。

○内山会長 ご苦労さまでした。

(健康推進課長退席)

5 その他

○内山会長 その上で、4、その他について、何か事務局のほうでご用意されていること等はございますか。

○広報課長 特にはございません。

6 閉会

○内山会長 それでは、本日はこれをもって審議会を終了させていただきます。ご苦労さまでございました。